

# 東京都板橋区農業委員会

## 第25期第2回定例総会議事録

令和5年8月28日

於 下赤塚地域センター第2・第3洋室 (赤塚庁舎3階)

# 第 25 期第 2 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 5 年 8 月 2 8 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2 ・ 第 3 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 1 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2	會田 幸夫	6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7		11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）について（資料1）

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について（資料2）

合計9件（内訳：4条関係3件、5条関係6件）

- (2) 国有農地見回り調査の結果について（資料3）

### 3 次回日程

日 時 令和5年9月27日（水）午後2時00分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	安井 一郎	委員
	松澤 智昭	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第2回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、安井一郎委員、松澤智昭委員を指名させていただきます。欠席の届出が久保秀一委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正（案）について、事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>別冊資料をご覧になりながら、お聞きください。</p> <p>まず、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を策定するにいたった経緯ですが、ある農業者から、認定農業者になって自分の農業経営基盤を発展させたいというお声をいただいたことがございました。しかし、補助金等を含む認定農業者制度を利用するには、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を策定することが義務付けられており、ご相談を受けた際は、まだ、板橋区の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は策定されておりました。そのため、平成30年10月に、板橋区版農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を策定するに至りました。</p> <p>続いて、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想についてご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、当区の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営発展の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進め、区内農業の健全な発展に寄与することを目的として、策定したものでございます。</p> <p>そして、農業経営基盤強化促進法は、令和4年5月27日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、令和5年4月1日に改正されました。それに伴い、区市町村が定める基本構想についても、法施行日から起算して6カ月を経過する日までに改正する必要があるとされているため、今回その一部を改正する。というものでございます。今回の改正案については、東京都農業振興事務所と相談し、必要事項を追記・修正したものでございます。</p> <p>基本的な構想の主な改正点としては、ホチキス止めの資料で右上に資料1と記載のある基本的な構想（板橋区）の8ページへお進み下さい。</p>

	<p>8 ページの一番上、6 農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加し、板橋農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、東京あおば農業協同組合や、東京都中央農業改良普及センターなど、関係機関と連携して就農希望者に対する情報提供等の支援やサポートを行うことを追加しています。</p> <p>また、8 ページの真ん中より少し下の（2）関係機関との連携では、東京都、東京都農業会議、農業委員会、JA 東京あおば農業協同組合等の関係機関と連携し、就農等希望者への情報提供や相談対応、農地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施することを追加しています。</p> <p>また、次のページ9 ページの真ん中の（2）その他農用地の利用関係の改善に関する事項の文言を、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項に変更し、農業経営の主体性を尊重しつつ、中長期的な農業経営の維持・拡大を目指して、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業受託等の取組を推進します。</p> <p>今回の改正について簡単に申し上げますと、現在、日本全体で農業の担い手不足が喫緊の課題となっている中で、国・東京都は、各自治体に対し、後継者不足対策や新規に就農したいと希望する方への支援を基本構想に盛り込むよう要請があったことから一部を改正する運びとなりました。また、今回の改正は、法律改正部分のみ対象としていて、その他の過去のデータ等に関しては、ほとんどの自治体で令和7年度を目標年度にしているため、その際に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（板橋区）の見直しを行う予定でございます。</p> <p>以上のような改正点を踏まえて、別冊のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（板橋区）を一部改正したいと考えております。</p> <p>ご異議がなければ、今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（板橋区）一部改正案を東京都に提出したいと考えております。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
中 妻 委 員	この計画の策定に関して、板橋区内の農地や生産量が減少傾向にあることが、背景にあると考えられますが、資料の1 ページから2 ページにかけての各種データが2017年までとなっております。5年を経過している中で、その間のデータは、計画の中に入れないのですか。また、データはどこかで見られるものなのでしょうか。
事 務 局 長	今回の構想の見直しに関しては、法改正に基づいて、求められている部分のみを改正することとなっているため、対象となる部分のみ改正を行います。来年度、構想の全体的な見直しを行う必要があるため、そ

	<p>の際には、見直しを含めてデータも一新する予定です。</p> <p>また、実際の推移ですが、板橋区内の農家を対象に、毎年、農業経営実態調査を行っております。そのデータをもとに、調査結果の報告書を作成しており、その最終ページに直近5年間の推移を掲載しております。板橋区のホームページにも同様に掲載しておりますので、推移の確認はしていただければと思います。</p>
中妻委員	<p>データに関しては、後ほど確認させていただきますが、計画は、本来5年経過しているのであれば、5年間の取組みがどうであったかの見直しをするべきで、結果に対して、次期計画はこうなります。という流れが定石であると考えますが、平成30年に策定されてから、5年が経過し、この計画が区の施策としてどのように効果的であったのか、今回の計画には、そのような文言が何も記述されておりませんが、どうお考えですか。</p>
事務局長	<p>通常の計画で、期間満了を迎えて見直しをするという場合には、中妻委員のご指摘の通りかと思いますが、今回は、法改正が計画の期間中に行われ、法改正から6ヶ月以内に構想にも最低限必要な部分は追記することとされていたため、今回その部分だけ追加させていただいた状況でございます。</p> <p>また、次期見直しに関しては、この構想は来年度で期間が切れてしまいますので、再来年度からの新たな計画を策定することになります。その際は、先程ご指摘のとおり、計画に関して、検証し、結果を踏まえて、次期の計画を策定していきたいと考えております。</p>
中妻委員	<p>一番気になっていることは、農地と生産量が急激に減ってきている状況にあることですが、そこに対して板橋区はどう対処していくのか、ある種の危機感をもって本腰を入れた対策を実施していただくことを要望します。</p>
会長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
大野委員	<p>8ページ6番の各項目で、農業関係機関と連携したり、相談対応を行ったり、支援を行うと記述がありますが、今まで実施してきたことを具体化して今回追記しているということで宜しいですか。</p>
事務局長	<p>はい。その通りでございます。ここの記載に関しては、最新のものを明記しております。</p>
大野委員	<p>10ページの(2)の板橋区の対応というところで、板橋区では実施</p>

	<p>しません。とありますが、詳しくご説明いただけますか。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進事業は、農用地の利用権設定等を促進するものになります。</p> <p>この制度は、市街化調整区域などの今後も市街化を進めない区域において発生しうる、未活用農地や荒廃農地について、有効活用を促していこうという主旨で進められている制度と認識しており、板橋区では活用されずに手に余るといふ農地はなく、すぐに宅地化してしまうのが現状であるため、この制度の必要性は少ないものと考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、東京都への提出をよろしくお願ひします。続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>それでは資料2、1ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和5年7月11日から令和5年8月10日までに届出があったもの、3件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が高島平八丁目8番5で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。</p> <p>面積は604平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、このページの下のご案内図で専決番号1の矢印が指しているところ、高島平駅の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は共同住宅及び駐車場となっております、現況に対する届け出でございます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>専決番号2、土地の所在が中台一丁目153番2で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は160平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、2ページ上の案内図で専決番号2の矢印が指しているところ、若木小学校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は個人住宅となっております、現況に対する届け出でございます。</p>
<p>事務局 長</p>	<p>専決番号3、土地の所在が徳丸三丁目141番9で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は1160平方メートル、転用の目的は高齢者住宅です。届出人の住所、氏名、職業については記載のとおり</p>

	<p>です。概ねの位置は、2 ページ下の案内図で専決番号 3 の矢印が指しているところ、板橋徳丸五郵便局の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和 5 年 9 月着工、令和 7 年 6 月 1 0 日完了予定、鉄筋コンクリート造 5 階建て 1 棟の高齢者住宅建築予定となっております。</p>
会 長	<p>4 条関係で 3 件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、5 条の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>引き続き、3 ページにお進みください、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出です。こちら令和 5 年 7 月 1 1 日から令和 5 年 8 月 1 0 日までに届出があったもの、6 件でございます。</p> <p>専決番号 1、土地の所在が高島平七丁目 4 番 6 で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は 3 5 0 平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、4 ページ中央の案内図で専決番号 1 の矢印が指しているところ、高島平駅の北西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は共同住宅となっており、現況に対する届け出でございます。</p>
事 務 局 長	<p>専決番号 2、土地の所在が高島平二丁目 2 2 番 2、3 の 2 筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計 9 2 0 平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、4 ページ下の案内図で専決番号 2 の矢印が指しているところ、高島第二中学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は不耕作地となっており、令和 5 年 1 2 月着工、令和 7 年 3 月完了予定、鉄筋コンクリート造 5 階建て 1 棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
事 務 局 長	<p>専決番号 3、土地の所在が徳丸四丁目 1 8 8 番 1 7 で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は 1 8 2 平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、5 ページ上の案内図で専決番号 3 の矢印が指しているところ、赤塚第一中学校の北東側です。現地の詳細について</p>

	<p>は、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年9月着工、令和6年3月完了予定、木造2階建て2棟の分譲住宅建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号4、土地の所在が中台三丁目749番1で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は274平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、5ページ下の案内図で専決番号4の矢印が指しているところ、中台中学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、時期や詳細は未定ですが、分譲住宅建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号5、土地の所在が高島平五丁目44番4で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は519平方メートル、転用の目的は分譲住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、6ページ上の案内図で専決番号5の矢印が指しているところ、高島第三小学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和6年2月着工、建物の詳細は未定ですが、分譲住宅建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号6、土地の所在が成増四丁目564番6、567番3の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計482.51平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、6ページ下の案内図で専決番号6の矢印が指しているところ、赤塚第二中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年9月着工、令和6年9月完了予定、木造2階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p> <p>こちらの土地は、先月の総会で5条申請のありました、成増四丁目564番8、564番10の土地と隣接している土地となります。</p> <p>前回の総会で、染宮委員から、隣接している道路幅がせまく、共同住宅は建てられないのではないかとご指摘いただいた件ですが、次回の総会でご報告させていただくということになっておりましたので、ここで</p>

<p>会 長</p>	<p>ご報告させていただきます。</p> <p>こちらの土地は板橋区都市整備部で作成している、板橋区用途地域図によると、第一種低層住居専用地域に指定され、建ぺい率が40%と指定されております。高さは10mまでとなっているため、今回のような2階建ての建物は建てられることとなります。</p> <p>道路が狭いのご指摘いただいた部分に関しては、関係所管課に確認したところ、この土地をどのように区画割りして、どのように建物を建てるのか詳細が決まった段階で、建築基準法に基づいて適正であるかを判断するため、道路幅で建築が可能かどうかを判断するのではなく、あくまで建築基準法に基づいて適正であるかの判断になるとの回答でした。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>5条に関して、何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進みます。(2)国有農地見回り調査の結果について事務局、説明をお願いします。</p>
<p>書 記</p>	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p> <p>7ページ、資料3をご覧ください。国有農地見回り調査の結果についてご報告いたします。見回り実施日は令和5年8月7日(月)、見回り実施者は事務局職員2名で確認いたしました。国有農地所在地及び公簿面積は記載のとおりです。今回の状況についてご報告させていただきます。</p> <p>7ページの(1)未貸付地と農耕貸付地は9件です。調査結果は、今回確認いたしましたところ、前回調査からの改善・変更はございませんでした。続いて、8ページの(2)転用貸付地21件です。こちらも前回の調査から状況の変化はございませんでした。</p> <p>それでは、現況について画面でご説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">〔書記から国有農地の現況説明〕</p> <p>現況のご説明は以上でございます。総会終了後、調査結果については、状況の変化・変更は無い旨と合わせて雑草が繁茂していたり、不法投棄されていたりする等の状況を、東京都知事あてに報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>書 記</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>都知事に報告ですか。東京都ですか。</p> <p>都知事に報告いたします。</p>

大野委員	国有農地の土地代は払っているのですか。
事務局長	貸付に関しては、賃料を借主がそれぞれ負担しています。
大野委員	東京都に支払っているのですか。
事務局長	貸付は東京都が国から賃料の徴収等を委託されて行っております。 また、板橋区は東京都から状況確認の委託を受けて、年2回国有農地の見回りを実施している状況です。
大野委員	これ以外にも、板橋区内に国有農地は存在していますか。
事務局長	いいえ、板橋区内には、今回調査した30件のみとなります。
大野委員	28、29、30の小茂根五丁目ですが、公園の拡張工事で立ち退きが発生しているのですが、手入れがされていないとか不法投棄されたりする場所に関しては、早く更地にするなり東京都は対応してくれないのですか。
書記	区といたしましては、毎年、東京都に対し、不法投棄や雑草が繁茂している状況を報告し、対処を申し入れているところですが、東京都としては、まず、東京都内にこういった場所が非常に多いことが一つと、優先順位を付けるにあたって、危険性が高い場所や、近隣住民から具体的に苦情が寄せられている場所を優先し、一つ一つ順番に処理しているということでした。
大野委員	近隣の方からの苦情は聞いていますし、この地域で立ち退きを迫られて、住みたくても住めない方もいらっしゃる状況なので、東京都には早めの対処をお願いしたいと思います。
会長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。
安井委員	3番と6番のうち、特に6番ですが、前回お話したようにこちらは道路として使用されていますが、国有農地のため、標識も付けられないはずです。このまま道路として放置しておいていいのか疑問です。生活道路として使用している近隣住民の方はそれでいいのかもかもしれませんが、ここで何かあった場合、管理責任はどこになるのかも含めて対策を考えるべきではないか。
書記	前回も、国有農地の6番のように道路が国有農地とされている場所

<p>安井委員</p>	<p>で、仮に事故があった場合、その場所の管理責任はどこにあるのか。というご質問をいただきましたので、東京都の国有農地担当に確認をいたしました。</p> <p>基本的に管理者は農水省になりますが、区としてその道を区道に設定していれば、区の管理になる。との見解でした。</p> <p>板橋区の管理者別道路参考図で確認したところ、指定の場所は、区道ではなく、都道でもないことが確認できましたので、管理責任があるとなれば、農水省になろうかと思えます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>民有地である場合、道路ではないので、標識が立たないわけで、車を停めていても駐車違反にはならないということで良いのですか。</p> <p>はい。基本的に道路でない以上、道路交通法にも抵触しないので、そういうことになります。</p> <p>区はそれを見つけたら、東京都に報告するということになると思います。こちらの場所は、あきらかに道路として利用されている方が多いと思いますので、そういったことがあれば、クレームが入ることになるかと思えます。</p> <p>そもそも未貸付地は、国が利用されていない農地を買い上げて、小作人へ売り払っていたが、売り払わず貸していた農地において、小作人がやめて、そのままになっている農地が未貸付地となっています。</p> <p>国が売却する場合、初めに売ってくれた地主が、最初に買う権利があるようで、その方にまず、意思を確認する必要があり、その方を探すことに時間がかかっているというのが現状で、その中でも優先順位をつけて進めているという状況とのことでした。</p>
<p>安井委員</p>	<p>私も農業委員会が3回目で、入った時からおかしいなと思っていることが、実際に国の不作為であるのに、探すと言っても見つからず、その後止まってしまっていて、いいわけないのはわかっているはず。一般的に土地を持っていれば、固定資産税を取られて税金を支払っているのに、国有農地としていて、ずっと手つかずでは行政の不作為なので、何とか話が進むようお願いしたい。</p>
<p>事務局長</p>	<p>区としても、報告の都度、ねばり強く訴えていきます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かご質問等はございますか。</p> <p>無いようですので、これをもちまして第2回定例総会を閉会いたします。</p>

(終了時間 午後3時10分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会。

- ・運営委員会 9月20日(水) 午後2時
- ・定例総会 9月27日(水) 午後2時